

6 指令 9 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 濑戸市山の田町43番地の303

氏 名 株式会社岩田清掃

代表取締役 金森知実

令和6年2月15日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和6年2月16日

長久手市長 佐藤有美



| | |
|----------------|--|
| 取扱一般廃棄物の種類 | 塵芥（ごみ） |
| 取 扱 業 務 | 収集及び運搬 |
| 業 務 区 域 | 長久手市全域 |
| 許 可 期 間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 条 件 許可変更の状況 | <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則に定められた事項に準じて衛生的に処理すること。</p> <p>2 長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に定める条項を遵守すること。</p> <p>3 尾張東部衛生組合の許可条件を遵守すること。</p> <p>4 一般廃棄物処理業を廃止し、取消し、又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損失補填には応じない。</p> <p>5 前各号にかかわらず、法律等が改正された場合、又は市長が必要と認めた場合は、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。</p> |